

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

（農業振興課）

一

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

（長寿社会政策課）

一

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定

（同）

三

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

（同）

三

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

（同）

四

○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可

（同）

四

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

（同）

四

○公有水面埋立てのしゅん功認可

（水産業基盤整備課）

五

○道路の区域変更（三件）

（道路課）

五

○道路の供用開始（二件）

（同）

六

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

（精神保健推進室）

七

づく自立支援医療を行う医療機関の指定

（同）

七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

（同）

七

指定医療機関の変更の届出

（同）

七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

（同）

七

く自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退

（同）

七

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁施設整備課）

八

企 業 局

○公営企業の設置等に関する条例第十九条第二項の規定による利用料金の額に関する規程

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

人事委員会

○人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

○人事委員会規則七一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

規 則

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十八号

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則（昭和五十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「三月」を「六月」に改め、「及び無帽」を削る。

様式第一号中「三か月」を「六か月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮城県農業大学校規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後の宮城県農業大学校規則の規定による様式第一号とみなす。

告 示

○宮城県告示第八百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。
令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇一三二七	合同会社も佳訪問介護事業所キャンドルハウス名取市植松三丁目五番二十四号	合同会社も佳	令和三年七月一日
〇四七一五〇二七四〇	まはろヘルパーステーション大崎市古川休塚字中谷地三番一	まうるる株式会社	令和三年七月十五日
〇四七〇三〇一〇九四	シエンズホームケア事務所しおがま塩竈市伊保石二丁目四百四十一番一D二〇一	株式会社シエンズ	令和三年八月一日
〇四七二六〇一〇三八	ヘルパーステーションはなもも宮城郡七ヶ浜町遠山二丁目三番二十号	株式会社はなもも	令和三年八月一日
〇四七三三〇〇二二二	千優訪問介護事務所牡鹿郡女川町浦宿浜字門前三十一番地一	株式会社幸和スプレード	令和三年十月十五日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七三二〇二二一〇	アースサポート美里遠田郡美里町素山町九番地	アースサポート株式会社	令和三年九月一日

三 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇二〇三一一八	訪問看護ステーション火の鳥巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社愛川	令和三年七月一日
〇四六一五九〇一六八	まうるる訪問看護ステーション	まうるる株式会社	令和三年七月十五日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四六一一九〇〇三五	大崎市古川休塚字中谷内三番一	セントケア宮城株式会社	令和三年九月一日
〇四七一〇〇九二五	訪問看護ステーションココエル岩沼市吹上三丁目六番十七号	株式会社ビオネスト	令和三年十月一日

五 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二六〇一〇二〇	花咲くジマイオンモール新利府北館店宮城郡利府町利府新屋田前二十二	ユーケイライフサポート合同会社	令和三年七月一日
〇四七一〇〇七八四	ユースポはつらつデイサービス岩沼市藤浪二丁目一番地十一号	株式会社上の組	令和三年九月一日
〇四七〇五〇二二二二	デイサービス結まいる気仙沼市東新城一丁目五番地八	株式会社amour	令和三年九月十五日

六 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇一三二九	特別養護老人ホーム松陽苑名取市手倉田字八幡八十番地の一	社会福祉法人宮城福祉会	令和三年六月一日

七 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇一七八〇	ケアハウスあおば登米市南方町鴻ノ木百八十五番地	医療法人あおば会	令和三年六月一日
〇四六一五九〇一六八	まうるる訪問看護ステーション	まうるる株式会社	令和三年七月十五日

八 特定福祉用具販売

〇四七〇五〇〇六四六	広域介護サービス気仙沼 地 気仙沼市松川前百二十一番	株式会社宮城登米広域介 護サービス	令和三年 六月十五日
〇四七〇二〇三一一〇	アサヒサンクリーン福祉用 具センター石巻 石巻市中里三丁目五番五号	アサヒサンクリーン株式 会社	令和三年 七月一日

〇四七〇五〇〇六四六	広域介護サービス気仙沼 地 気仙沼市松川前百二十一番	株式会社宮城登米広域介 護サービス	令和三年 六月十五日
〇四七〇二〇三一一〇	アサヒサンクリーン福祉用 具センター石巻 石巻市中里三丁目五番五号	アサヒサンクリーン株式 会社	令和三年 七月一日

〇宮城県告示第八百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇七〇二二二九	特別養護老人ホーム松陽苑 名取市手倉田字八幡八十番 地の一	社会福祉法人宮城福祉会	令和三年 六月一日
------------	-------------------------------------	-------------	--------------

〇宮城県告示第八百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七三二〇二二二〇	アースサポート美里	アースサポート株式会社	令和三年
------------	-----------	-------------	------

二 介護予防訪問看護

遠田郡美里町素山町九番地	九月一日
--------------	------

〇四七〇二〇三一一八	訪問看護ステーション火の 鳥 石巻市小船越字堤下六十六 番地	株式会社愛川	令和三年 七月一日
〇四六一五九〇一六八	まうるる訪問看護ステーション 大崎市古川休塚字中谷内三 番一	まうるる株式会社	令和三年 七月十五日
〇四六一一九〇〇三五	セントケア訪問看護ステー ション岩沼 岩沼市大手町八番十五号	セントケア宮城株式会社	令和三年 九月一日
〇四七一〇〇九二五	訪問看護ステーションココ 岩沼市吹上三丁目六番十七 号	株式会社ビオネスト	令和三年 十月一日

三 介護予防短期入所生活介護

〇四七〇七〇二二二九	特別養護老人ホーム松陽苑 名取市手倉田字八幡八十番 地の一	社会福祉法人宮城福祉会	令和三年 六月一日
------------	-------------------------------------	-------------	--------------

四 介護予防特定施設入居者生活介護

〇四七二二〇一七八〇	ケアハウスあおば 登米市南方町鴻ノ木百八十 五番地	医療法人あおば会	令和三年 六月一日
------------	---------------------------------	----------	--------------

五 介護予防福祉用具貸与

〇四七〇五〇〇六四六	広域介護サービス気仙沼 地 気仙沼市松川前百二十一番	株式会社宮城登米広域介 護サービス	令和三年 六月十五日
------------	----------------------------------	----------------------	---------------

〇四七〇二〇三二〇〇	アサヒサンクリーン福祉用具センター石巻 石巻市中里三丁目五番五号	アサヒサンクリーン株式会社	令和三年七月一日
------------	-------------------------------------	---------------	----------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇六四六	広域介護サービス気仙沼 気仙沼市松川前百二十一番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	令和三年六月十五日
〇四七〇二〇三二〇〇	アサヒサンクリーン福祉用具センター石巻 石巻市中里三丁目五番五号	アサヒサンクリーン株式会社	令和三年七月一日

〇宮城県告示第八百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇二〇三〇六八	ホームケア土屋 石巻市千石町二番四十六号 昭和マンション千石町二〇二号	株式会社土屋	令和三年九月三十日
〇四七〇九〇〇八三八	ケア・サービス・ワタナベ 訪問介護事業所 多賀城市鶴ヶ谷二丁目三十七番五号	株式会社ケア・サービス・ワタナベ	令和三年九月三十日
〇四七二二〇一四一七	SOMPPOケア 大河原 訪問介護 柴田郡大河原町幸町五一十五番五号	SOMPPOケア株式会社	令和三年九月三十日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇一七六四	デイサービス プラスワ 登米市迫町佐沼字光ヶ丘百	アイディアリズム株式会社	令和三年九月一日

六十六番地			
-------	--	--	--

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二七〇〇七六四	まほろば介護ショップ 黒川郡大和町吉岡南二丁目一番地の二	有限会社まほろば観光企画	令和三年九月三十日

四 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二七〇〇七六四	まほろば介護ショップ 黒川郡大和町吉岡南二丁目一番地の二	有限会社まほろば観光企画	令和三年九月三十日
〇四七〇五〇〇五七〇	有限会社菅勝ベニヤ商会 気仙沼市川原崎八十二番地	有限会社菅勝ベニヤ商会	令和三年十月一日

〇宮城県告示第八百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	許可年月日
〇四B〇八〇〇〇一三	医療法人 本多友愛会 仙 南病院介護医療院 角田市角田字牛館十六番地	医療法人 本多友愛会	令和三年十月一日

〇宮城県告示第八百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇七六四	事業所の名称及び所在地 まほろば介護シヨップ 黒川郡大和町吉岡南一丁目 一番地の一	事業者の名称又は氏名 有限会社まほろば観光企 画	廃止年月日 令和三年 九月三十日
-------------------------	--	--------------------------------	------------------------

二 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇七六四	事業所の名称及び所在地 まほろば介護シヨップ 黒川郡大和町吉岡南一丁目 一番地の一	事業者の名称又は氏名 有限会社まほろば観光企 画	廃止年月日 令和三年 九月三十日
○四七〇五〇〇五七〇	有限会社菅勝ベニヤ商会 気仙沼市川原崎八十二番地 二	有限会社菅勝ベニヤ商会	令和三年 十月一日

○宮城県告示第八百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和三年十一月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域

1 位置

第一種指ヶ浜漁港区域内

牡鹿郡女川町指ヶ浜字大畑一―二、一―一〇、一―一三、一―一四、一―一五、二及び三―一
地先並びに大畑六七―一、六七―二及び下道七―一に隣接した公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とワの地点を結ぶ昭和四十二年の春分の満潮位（D
L＋一・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イの地点 牡鹿郡女川町指ヶ浜字下道七―一地内に設置した三級基準点（北緯三八度二八分一
四・六〇五七秒、東経一四一度二九分五・二三七四秒）から五三度二六分二九秒、二六・七六メー

トルの地点

口の地点	イの地点から	三二九度四九分一七秒	九・一―メートルの地点
ハの地点	ロの地点から	二〇度〇〇分四七秒	一九・三三メートルの地点
ニの地点	ハの地点から	二九〇度二八分三八秒	四三・七〇メートルの地点
ホの地点	ニの地点から	一九度〇八分一四秒	四・九六メートルの地点
ヘの地点	ホの地点から	一九度〇八分一四秒	五・六五メートルの地点
トの地点	ヘの地点から	一〇八度一〇分二五秒	五・二〇メートルの地点
チの地点	トの地点から	一一五度二六分四二秒	三五・三五メートルの地点
リ	チの地点から	一一六度二四分一五秒	一〇・五〇メートルの地点
ヌ	リの地点から	二〇〇度一二分三〇秒	一・五四メートルの地点
ヲ	ヌの地点から	一九九度三七分四三秒	一一・八二メートルの地点
ワ	ヲの地点から	一一六度二一分五九秒	九・五八メートルの地点
イ	ワの地点から	一一六度二二分二七秒	三・三三メートルの地点

3 面積

七二六・七八平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

令和二年八月五日

宮城県（水整）指令第十七号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第八百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木
事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 築館登米線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市迫町佐沼字新大瀬四六番一地从先から 同市迫町佐沼字新二本杉二四番一地从先まで	後	前	九・二 六九・六	三、五一三・七
			九・二 六九・六	三、五一三・七

○宮城県告示第八百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本古川線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市古川堤根字堅堀一―二番一地从先から 同市古川堤根字猪狩一―三〇番地先まで	後	前	一〇・〇 四一・五	二七〇・〇
	B	A	一〇・〇 四六・六	二七〇・〇

○宮城県告示第八百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市長面字町裏一―四三番地先から 同市尾崎字弘象九番一―地先まで	後	前	九・二 一三〇・九	一、一三八・八	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	E	D	六・〇 一〇〇・〇	四八・一	
			六・〇 一〇〇・五	一七五・六	
			九・二 一三〇・九	一、一三八・八	
			五・二 二五・九	八七五・三	
			五・三 一八・三	六八五・七	
			五・二 二五・九	八七五・三	
			九・二 一三〇・九	九九一・二	
			六・〇 一〇〇・〇	四八・一	
			六・〇 一〇〇・五	一七五・六	
			六・〇 一〇〇・〇	四八・一	

○宮城県告示第八百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市牛生町四八番一―〇地从先から 同市中の島二番一―四地先まで	令和三年 十二月十日

○宮城県告示第八百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	登米市迫町佐沼字新大瀬四六番一地从先から 同市迫町佐沼字新二本杉二四番一地从先まで	令和三年 十二月十七日

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字柗沢九〇番地一	令和三年十二月一日
やすらぎ調剤薬局	柴田郡村田町小泉西浦八八―一	令和三年十二月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアビレッジ塩電ケア サービスステーション訪 問看護事業所	塩竈市清水沢四丁目三九―一	令和三年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
変更後	変更前	変更後
変更前	変更後	変更前
変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	変更後
変更後	変更前	変更後

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字柗沢九〇―一	令和三年九月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十二月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市北長谷字畑松崎五十七番一の一部、平等四丁目二十番二
福島県いわき市平六町目三番地の十八
アドレス株式会社
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和三年十二月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 佐沼高校仮設校舎賃借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年十一月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東海リース株式会社仙台支店 仙台市青葉区中央四丁目十番三号
- 五 落札金額 六億九千七百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年九月十七日

企 業 局

公営企業の設置等に関する条例第十九条第二項の規定による利用料金の額に関する規程を次のように定める。

令和三年十二月十日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

○宮城県企業局管理規程第十六号

公営企業の設置等に関する条例第十九条第二項の規定による利用料金の額に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号。以下「条例」という。）の規定による利用料金に關し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（管理者が定める額）

第二条 条例第十九条第二項の規定による管理者が定める額は、別表のとおりとする。

別表

施 設	管 理 者 が 定 め る 額
大崎広域水道	条例別表第一に定める使用料金の額
仙南・仙塩広域水道	条例別表第一に定める使用料金の額
仙塩工業用水道	条例別表第二に定める基本料金の額
仙塩工業用水道	条例別表第二に定める基本料金の額
仙台圏工業用水道	条例別表第二に定める基本料金の額
仙台北部工業用水道	条例別表第二に定める基本料金の額
仙塩流域下水道	条例別表第三に定める維持管理負担金の額
阿武隈川下流域下水道	条例別表第三に定める維持管理負担金の額
鳴瀬川流域下水道	条例別表第三に定める維持管理負担金の額
吉田川流域下水道	条例別表第三に定める維持管理負担金の額

附 則

この管理規程は、令和三年十二月十日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第百八十六号

令和三年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、五四六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四〇、九一二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、四四〇	岩沼選挙区	一二、一六四
宮城野選挙区	五三、四七八	登米選挙区	二一、九三九
若林選挙区	三八、六九八	栗原選挙区	一八、九〇六
太白選挙区	六五、四一六	東松島選挙区	一一、一四五
泉選挙区	五九、八六九	大崎選挙区	三六、〇四五
石巻・牡鹿選挙区	四一、七六〇	富谷・黒川選挙区	二五、四八一
塩釜選挙区	一五、二九八	柴田選挙区	二二、七七四
気仙沼・本吉選挙区	二一、二九三	亘理選挙区	一三、〇四六
白石・刈田選挙区	一三、一九四	宮城選挙区	一三、八七五
名取選挙区	二一、六四七	加美選挙区	八、二六八
角田・伊具選挙区	一一、七二八	遠田選挙区	一一、三六五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六一〇		

○宮選管告示第百八十七号

令和三年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和三年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四〇、九一二

人事委員会

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十二月十日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―〇―二十一

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。
第五条の二第一項中「第二十一条の五の規定による手当を含む。」の下に「、寒冷地手当」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則七―一―四十一

人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―一（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

別表中 黒川郡大衡村大衡字柺木一四番地

を

黒川郡大衡村大衡字柺木一四番地

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和3年12月10日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 （大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）	令和4年1月19日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 （大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）	令和4年2月28日まで	宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和2年、令和3年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから、自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和3年12月10日（金）から令和2年12月22日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

配布期間

令和3年12月10日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601